法改正対応 就業規則見直しサービス

社会保険労務士がニーズに合わせてカスタマイズいたします

就業規則の作成と届出

常時 10 人以上の労働者を使用する場合は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長へ**届け出なければなりません。**就業規則の内容を変更した場合も届け出の必要があります。

●常時 10 人以上とは

いわゆる正規社員のほか、パートタイム労働者や臨時のアルバイト等すべての者が含まれます。正社員 7 名、パートタイム労働者 6 名の場合、10 名を超えているので、作成義務が発生します。

就業規則は各支店・営業所等、場所ごとに届け出なければなりません。同一企業であっても事業場が異なれば、それぞれの所轄の労働基準監督署長への届出が必要です。

意見書の添付が必要

就業規則を作成したら、労働者代表の意見を聴くことが必要です。

就業規則を労働基準監督署に届け出る際には、労働者代表の意見は、「意見書」として代表者の署名または記名押印のある書面を添付することが必須です。

就業規則の記載事項

●絶対的必要記載事項　«就業規則作成時には必ず記載しなければならない事項»

1. 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇に関する事項
2. 賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項
3. 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

●相対的必要記載事項　«定めがある場合には、記載しなければならない事項»

1. 退職金に関する事項
2. 賞与に関する事項
3. 安全及び衛生に関する事項
4. 研修に関する事項
5. 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項　　など

お問い合せ・お申込は

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム ／ 株式会社ヒューマン・プライム

TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052　東京都中央区日本橋人形町 1-18-9 AT ビル 5F

https://humanprime.co.jp/　info@humanprime.co.jp

就業規則の不備、ありませんか?

就業規則も労働契約の一部。あなたの会社の就業規則は万全ですか？

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合労働相談件数	1,034,936 件	1,130,741 件	1,104,758 件
民事上の個別労働紛争相談件数	245,126 件	255,460 件	253,005 件
助言・指導申出件数	8,925 件	8,976 件	9,185 件
あっせん申請受理件数	4,775 件	5,123 件	5,021 件

- 総合労働相談件数は 10 年連続で 100 万件を超え、内容は「いじめ・嫌がらせ」が 6 年連続トップに。
- いじめ・嫌がらせの相談が増加した理由として厚労省は「社会的関心が高まったため」と見ています。

トラブル急増!!!

❶ まずは「診断」

サービス価格

就業規則診断サービス 20,000 円（税別）

現行の就業規則を弊社へご送付ください（メールも可）

診断作業を行います

診断結果をメール、もしくは郵送にてお知らせします
- 違法、法違反となっている点
- 法改正未対応、最新の法令に適合していない点
- リスクの可能性 トラブルにつながる可能性

受取から報告書送付まで約2週間

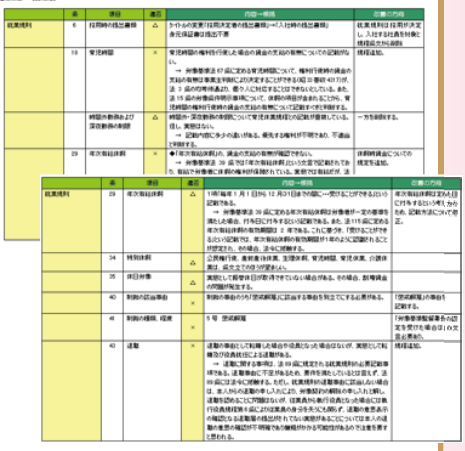

❷ 次に「見直し」を !!

就業規則見直しサービス：200,000 円～（税別）

就業規則作成および見直しサービスの進め方・例

現状分析 → 問題点の提示 → ヒアリング → 修正案の提示 → ヒアリング → 就業規則の完成 → 労基署へ届出

【現状問題の指摘】
- 法的リスク対応
- 運用／実態
- 世間水準との比較など